

区分・種別	県指定有形文化財（工芸品）		
名称	刀 1口 銘 豫陽大洲臣織簾郷圀良		
所在地	松山市南久米町		
所有者	個人蔵	管理団体	
指定年月日	昭和43年3月8日		
解説	<p>刃長68.8センチメートル、反り2.0センチメートル、元幅2.9センチメートル、先幅2.1センチメートル、^{しのぎづくり}鑄造である。鍛えは小板目がよくつんで、丁字映り、刃文は勾出来の丁字が乱れである。茎は^{なかご}刃上り栗尻、^{やすり}鑿目は勝手下り、帽子は乱れ込んで小丸に返る。銘は、表に「豫陽大洲臣織簾郷圀良」、裏に「文政十丁亥年八月日花押」と刻んである。</p> <p>文政10（1827）年、伊予大洲藩の刀工圀良の作で、地方色豊かな作刀である。</p>		

